

# Q & A

令和3年12月15日現在

この「Q&A」は、県産木材利用拡大キャンペーン事業の助成金交付申請等の手続きを行う際の取扱等をまとめたものです。

Q 1 助成金申請書において、1工務店ごとの上限件数はありますか。

1工務店ごとの申請件数の上限はありません。ただし、年間予算の範囲内となります。

Q 2 モデル住宅は助成対象となりますか。

モデル住宅は、助成金の還元対象となる施主がおらず、合意書の作成ができないため、助成対象外となります。

Q 3 施主への助成金の還元方法に指定はありますか？

還元方法、内容は問いません。助成要領第13に基づき、施主との間に合意書を作成し、助成金額相当を施主に対して還元してください。

Q 4 木材使用量の30%以上の単位は、立米ですか？

立米です。

Q 5 工事請負契約済の住宅は対象になりますか？

助成決定通知発出前に工事契約済の住宅は、助成の対象となりません。

Q 6 「ひょうごの木の家」設計支援事業で県産木材納材証明等の書類を提出済であっても、再度提出する必要がありますか？

下記提出資料については、提出を簡略化することが可能です。

- ・様式第5号別紙のうち県産木材納材証明書
  - ・様式第8号提出資料のうち県産木材納材証明書
  - ・様式第8号提出資料のうち県産木材使用状況報告（その1～7）
- 提出を免除

Q 7 地域型住宅グリーン化事業の助成を受ける場合、本事業と併用して受給することは可能ですか？

地域型住宅グリーン化事業は、補助対象が重複し、国庫補助が含まれているため、補助事業の適性執行の観点から併用できません。

Q 8 国、兵庫県、県内市町等が実施する他の補助金等との併用は可能ですか？

併用する他の補助金に国庫補助金が含まれていないこと。かつ下記①目的、②補助対象経費、③補助対象者のいずれかが本事業と重複しない場合は、併用可能です。

[本事業]

- ①目的：住宅における県産木材の需要喚起
- ②補助対象経費：新設木造住宅の建築費
- ③補助対象者：兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他法令を遵守している建設業者

Q 9 助成金申請後に予定していた木材の使用量等が変わってしまったのですが、変更の手続きは必要ですか？

助成要領第8に該当する場合は、すみやかに変更手続きが必要です。

(参考)

#### 第8 助成金の変更

助成金申請者は、助成を受けようとする住宅について、下記に該当する場合は、すみやかに助成金変更申請書(様式第3号)をサポートセンターに提出しなければならない。

- (1) 助成金申請案件の追加及び削除
- (2) 助成金決定を受けた住宅が助成要件に合致しなくなったとき